

大分空港利用促進期成会事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大分空港利用促進期成会（以下「期成会」という。）の事務局の運営に関し、大分空港利用促進期成会規約（以下「規約」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(会長の権限の委任)

第2条 会長の権限のうち、規約第8条第1項において総会または理事会を召集すること及び同条第2項により予算及び決算に関すること並びに事業計画及び事業報告を総会に提案することを除く会務は、常任理事に委任する。

(事務局の職務)

第3条 事務局は、期成会の会務に当たる会長、副会長及び理事を補佐し、会務にかかる事務を処理する。

(専決)

第4条 事務局長は、以下の各号に掲げる事項について専決する。

第1号 大分県に対する補助金の申請及び負担金の申請をすること

第2号 食糧費及び交際費を除く、一件が5万円未満の事務局運営経費にかかる支出負担行為をすること

第3号 一件が30万円以下の支出命令をすること

(代決)

第5条 常任理事が不在の場合は、事務局長が代決することができる。

2 第5条第1項の規定により代決した場合は、代決後速やかに常任理事にその代決した事案について報告しなければならない。

附則 この規程は、平成18年8月30日から施行する。

附則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年7月1日から施行する。